

第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年度  令和6年度

前橋市

目 次

● 子育てを取り巻く制度の概要.....	1
■ 子ども・子育て支援新制度とは.....	1
■ 子ども・子育て支援新制度の目的.....	1
■ 子ども・子育て支援法の仕組み.....	2
■ 子ども・子育て支援新制度のポイント.....	3
■ 保育料の仕組み.....	3
■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日開始）.....	3
● 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画について.....	4
■ 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....	4
■ 計画の視点.....	4
● 本市の目指すべき姿.....	5
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援.....	5
基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援.....	5
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	6
■ 教育・保育及び放課後児童健全育成事業の提供区域.....	6
● 計画の推進方策.....	7
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援.....	7
1 教育・保育施設の充実.....	7
2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	9
3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	10
4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の給付等.....	10
5 こどもの発達支援.....	10
基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援.....	11
1 児童虐待防止対策の推進.....	11
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	11
3 障害児施策の充実等.....	11
4 その他の子育て支援施策等.....	12
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	12
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進.....	12
● 計画の推進体制と進捗管理.....	12
■ 計画の推進体制.....	12
■ 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....	12
■ 計画の点検・評価や見直し.....	14
■ 進捗状況の管理・点検の方法.....	14

● 子育てを取り巻く制度の概要

■ 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。

本市では、この法律など、いわゆる「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていきます。

子ども・子育て関連 3 法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

■ 子ども・子育て支援新制度の目的

1 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度の普及を目指すこととされています。「認定こども園」は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に提供できる施設とされ、設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を進めることとされました。

2 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化するとされています。

3 待機児童を出さないための保育の量的拡大・確保

地域のニーズを踏まえ、教育・保育施設を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる保育（小規模保育（5人以上、19人以下の施設）など）の地域型保育事業への財政支援を行い、計画的に待機児童を出さないようにしていくこととされています。

■子ども・子育て支援法の仕組み

施設型給付

認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所を対象とした財政支援

認定こども園

0～5歳

幼保連携型※

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

※幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施します。

幼稚園

3～5歳

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

保育所

0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

地域型保育給付

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援

小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

※いずれも原則 0～2歳

施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

* 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

出典：子ども・子育て支援新制度ハンドブック(施設・事業者向け) 内閣府・文部科学省・厚生労働省

■子ども・子育て支援新制度のポイント

1 「施設型給付」「地域型保育給付」

- 新制度の実施に合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設されています。

2 認定こども園制度の改善

- 認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけています。
- 認定こども園への財政措置が「施設型給付」に一本化されています。

3 地域の子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図っています。

4 市町村が実施主体

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。

■保育料の仕組み

子ども・子育て支援新制度においては、認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まる仕組みとなっており、保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めています。

- 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）に基づいて算出します。
- 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

■幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日開始）

3歳以上の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの教育・保育施設利用料を無償化しています。

1 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償です。
- 0歳から2歳までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償です。

2 幼稚園の預かり保育を利用する子ども*

- 幼稚園の利用に加え、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償です。

3 認可外保育施設等を利用する子ども*

- 3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、及びファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※無償化対象児童となるためには、市町村から別途、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

● 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画について

■ 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

前橋市では、平成8年3月策定の「児童育成健全計画」や平成9年3月策定の「母子保健計画」により子育て支援のための施策の基本的方向付けを示しました。また、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期）」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し「子どもたちの幸せをみんなの幸せにするために」を基本理念として、すべての子どもが安心して生まれ育ち、親が安心と誇りを持って子育てできる環境を、地域社会と一体となり整備してきました。

そして、近年、子どもの育ちや子育ての環境が大きく変化する中、子ども・子育て支援法に基づき、より質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するために平成26年度に「前橋市子ども・子育て支援事業計画」を令和元年度までの5か年計画で第一期計画を策定しました。

今回策定する「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」は第一期に位置づけた施策や事業の課題や評価を引き継ぎ、より現在の本市の地域の実情の合わせた子育て環境の整備方針を、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として定めるものです。

■ 計画の視点

(1) すべての子どもが幸せに育つことを支援する視点

これから生まれてくる子どもも含め、すべての子どもたちが今も、そしてこれからも健やかに生き生きと輝きながら育っていけるように、子どもたちを包む保健・医療・福祉・教育・社会環境の整備を継続していく必要があります。成長した子どもたちが若い親世代となった時、次世代を担う子どもを生み育てることに、自然と幸せを感じられるように支援します。

(2) すべての親が安心と誇りを持って子育てできるように支援する視点

個人の価値観や生活スタイルが多様化し、核家族化や都市化による地域のつながりの希薄化が懸念される一方で、有形無形の性別役割分担意識は依然として根強く残り、父親の子育てにかかわる時間は不足しがちです。そのため、子育てを一身に担い、家庭でも地域社会でも孤立感を深めている母親は少なくありません。従来からの固定的な性別役割分担を乗り越え、子どもの日々の成長がもたらす子育て本来の感動と喜びを共有し、親自身も親として成長できるような家庭づくりを支援します。

(3) 地域社会全体が子育てを見守り支援する視点

私たちの社会にとって、子どもたちは希望であり、次代の地域社会を担う人材となる存在です。従って、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであり、子どもや子育てをする家庭は、地域社会全体で見守り支援されなければなりません。すべての市民や団体そして企業が、それぞれの立場や役割に応じ子育て地域づくりに参加することで、子どもの成長を地域全体の幸せにできるよう支援します。

● 本市の目指すべき姿

第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもの最善の利益が実現するまちを目指します

基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

少子化により子どもの数や兄弟姉妹の数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育つ環境も変容しています。子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ちあい健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実します。

なお、質の高い教育・保育を安定的に供給していくためには、保育所等のより良い職場環境を構築することが必要不可欠です。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組、技能・経験に応じた人件費の加算を行うことで、職員の雇用を促し、各種研修に参加しやすい環境を整備するなど、より良い労働環境を構築します。これにより、教育・保育の充実に関する受け皿としての量の確保を目指すとともに、質の確保を図ります。

また、子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康を確保し、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進します。

基本的施策

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
- 4 子育てに関する相談、情報提供の充実

基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

子どもの心身の発達・発育に長期間にわたり大きな影響を及ぼす著しい人権侵害である児童虐待は増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっています。こうした社会問題に対して、地域の見守りや関係機関・団体等の連携を図り、未然防止の強化やケア体制の確立を推進します。また、ひとり親家庭が増加していることから、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

さらに、「ノーマライゼーション」や「ソーシャルインクルージョン」といった、多様性を受け入れ、共生するという理念のもとに障害児等への支援と教育の充実を図り、地域社会で安心して暮らせるように、総合的な施策を推進します。

基本的施策

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育てと職業生活の両立ができるように、多様な保育サービスの充実を図ります。また、職場の子育て家庭に対する配慮やワーク・ライフ・バランスを啓発していくとともに、家族全体が協力して子育てへの喜びを感じることができる環境づくりを目指します。

基本的施策

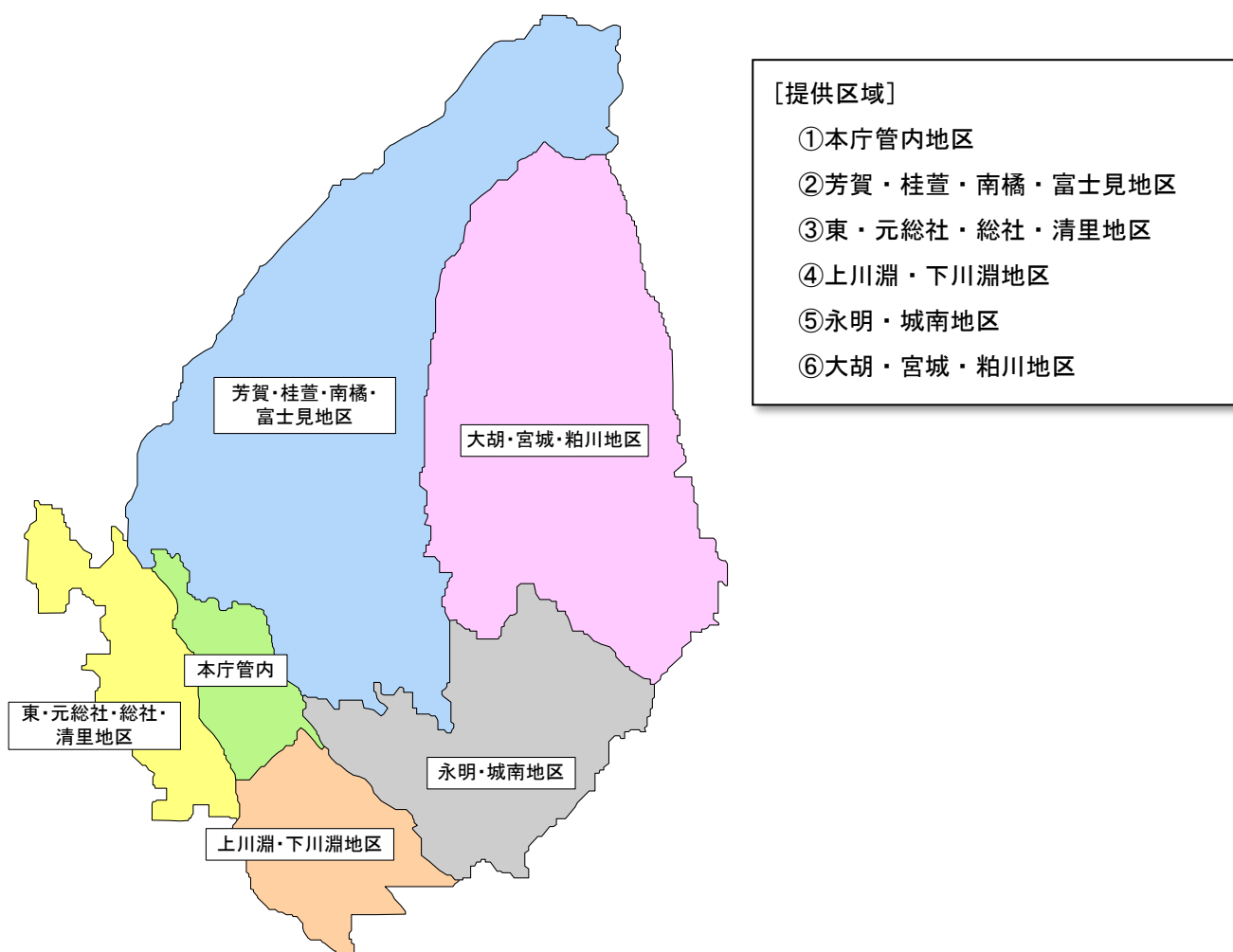
- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

■教育・保育及び放課後児童健全育成事業の提供区域

子ども・子育て支援法では、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能であることを前提に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案し、提供区域を設定することとしています。

○教育・保育及び放課後児童健全育成事業の提供区域は、下記に示す6区域とします。

○地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）は市全域を提供区域として実施します。



● 計画の推進方策

基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

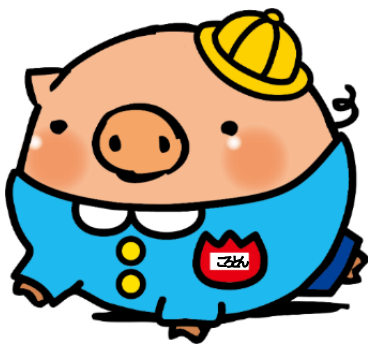
1 教育・保育施設の充実

本市は令和元年度時点において「待機児童ゼロ」を達成しています。

一方で、すべての児童がいつでも希望する保育関係施設に入所できるまでの状況ではなく、ニーズ調査結果によると「希望する保育所等に入るため、または入れなかったため、保護者の本来の希望とは異なる期間の育児休暇を取得した」という保護者の回答もあります。

このため、今後は待機児童ゼロを維持するとともに、子育てをする保護者が「待機児童ゼロであることを実感できるまち」を目指し、第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画期間を通じて、教育・保育施設の充実を図ります。

- 平成27年度以降、民間保育関係施設の認定こども園化等により、教育・保育の受け皿（確保方策）は第一期事業計画期間を通じて大きく増加しました。しかしながら、ニーズ調査結果等によると、引き続き、0・1歳児を中心とした教育・保育施設の充実が必要です。
 - ・ 既存施設の有効活用により、不足する受け皿の確保に努めます。
 - ・ 0・1歳児の定員増加につながる国庫補助金を活用した施設整備を優先的に実施します。
- 不足する3歳未満児の受け皿確保のため、施設整備を活用した認定こども園化が進むことにより、市全体で充足している3歳以上児の受け皿の増加に、必然的につながっていく可能性があります。これについて、受け皿の供給が過剰とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。
- 保護者の教育・保育施設を選ぶ基準が「教育・保育の内容を考慮したことによる」「自宅から近いことによる」「勤務地に近いことによる」など、多岐にわたっています。このため、地区内のみにとらわれずに、地区同士において利用調整を図り、ニーズ量を補完するものとします。



※TONTONのまち前橋(まえばし)キャラクター ころとん

(1) 幼稚園・認定こども園 【1号認定及び2号相当※2(3～5 歳児)】

市全域 (合計)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み※1	2,428	2,405	2,355	2,332	2,291
1号認定	1,995	1,976	1,935	1,916	1,882
2号相当※2	433	429	420	416	409
②確保方策※3	3,900	3,882	3,922	3,942	3,917
1号認定	3,760	3,742	3,782	3,802	3,777
幼稚園(新制度未移行)	140	140	140	140	140

※1 「量の見込み」はニーズ量を意味し、ニーズ調査や過去の実績に基づき利用見込み人数を算出したもの。

※2 共働き世帯など本来であれば2号認定となるが、教育の利用ニーズが高いため1号認定となる者。

※3 「確保方策」は施設の受け皿を意味し、各施設の利用定員に基づいた受け入れ可能人数を想定した数値。

(2) 保育所(園)・認定こども園など 【2号認定(3～5 歳児)】

市全域 (合計)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(2号認定)	4,894	4,848	4,747	4,701	4,618
②確保方策	5,117	5,167	5,182	5,278	5,300
教育・保育※1	5,027	5,077	5,092	5,188	5,210
地域型保育					
認可外保育施設※2	90	90	90	90	90

※1 認定こども園、保育所(園)による受け皿。

※2 市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている、企業主導型等の認可外保育施設。

(3) 保育所(園)・認定こども園など 【3号認定(0～2 歳児)】

市全域 (合計)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(3号認定)	3,540(819)	3,486(792)	3,430(780)	3,359(773)	3,320(765)
②確保方策	3,678(673)	3,825(709)	3,875(735)	4,014(775)	4,047(795)
教育・保育	3,411(605)	3,558(641)	3,608(667)	3,747(707)	3,780(727)
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	267(68)	267(68)	267(68)	267(68)	267(68)

※表中()内は0歳児の内数。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業（子育て全般や入園等に関して、保健センターの窓口で専門員が相談を受け付けるもの）						
量の見込み（か所）		2	2	2	2	2
確保方策（か所）		2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業（保育園（所）・認定こども園で、親子で参加できる各種子育て支援を実施するもの）						
量の見込み（人回）		91,140	89,522	88,103	86,429	85,463
確保方策	（人回）	91,140	89,522	88,103	86,429	85,463
	（か所）	18	18	18	18	18
妊婦健康診査						
量の見込み（人回）		26,219	25,831	25,601	25,346	24,231
確保方策		実施場所：医療機関及び助産所等 実施体制：保健師等4人×245日=980人 事務1人×245日=245人				
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み（人）		2,210	2,137	2,105	2,087	2,066
確保方策		実施体制：前橋市保健推進員協議会または助産師会委託か子育て支援課地区担当保健師による家庭訪問等				
養育支援訪問事業						
量の見込み（人）		160	167	169	177	180
確保方策		実施体制：子育て支援課地区担当保健師による家庭訪問				
子育て短期支援事業（家庭において一時的に保育困難な子どもを児童養護施設等で預かるもの）						
量の見込み（人日）		64	63	62	61	60
確保方策	（人日）	64	63	62	61	60
	（か所）	3	3	3	3	3
ファミリー・サポート・センター						
量の見込み（人日）		5,889	5,809	5,703	5,622	5,540
確保方策（人日）		5,889	5,809	5,703	5,622	5,540
一時預かり事業（幼稚園型）（認定こども園に在籍する1号認定子どもを教育時間を超えて預かるもの）						
量の見込み（人日）	不定期	2,829	2,803	2,745	2,719	2,670
	常時	74,691	73,684	72,344	71,305	70,274
確保方策（人日）		77,520	76,487	75,089	74,024	72,944
一時預かり事業（一般型）（保育園（所）や認定こども園で普段在籍していない子どもを一時的に預かるもの）						
量の見込み（人日）		17,655	17,416	17,099	16,854	16,610
確保方策（人日）		17,655	17,416	17,099	16,854	16,610
延長保育事業						
量の見込み（人）		1,018	1,065	1,046	1,031	1,016
確保方策	（人）	1,018	1,065	1,046	1,031	1,016
	（か所）	52	52	53	53	53
病児・病後児保育事業						
量の見込み（人日）		5,378	5,297	5,227	5,172	5,111
確保方策（人日）	病児保育	4,640	4,640	4,640	5,800	5,800
	子育て援助	20	20	20	20	20
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）						
量の見込み（人）	低学年	3,304	3,265	3,281	3,255	3,225
	高学年	1,666	1,623	1,566	1,532	1,513
	小計	4,970	4,888	4,847	4,787	4,738
確保方策（人）		4,763	4,863	4,963	5,063	5,163
実費徴収に係る補足給付を行う事業（低所得者世帯に対し、在園中に必要な物品や行事費の一部を助成するもの）						
量の見込み（人）	生活保護世帯	52	52	51	50	49
	国立・未移行園	35	35	35	35	35
確保方策（人）	生活保護世帯	52	52	51	50	49
	国立・未移行園	35	35	35	35	35

3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

本市では、子育てに関する行政機能を「保健センター」に集約させており、妊産婦から乳幼児、学童期までの切れ目のない母子保健施策を、保護者目線に立ったワンストップサービスにより充実させ、医療・福祉及び教育分野との連携を強化し、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援します。

これにより、引き続きすべての子どもが健やかに育つ社会の醸成に向け、その成長を見守り育む地域づくりを推進し、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図ります。

主な事業

- | | | | |
|-----------|----------------|-------------------|-----------|
| ○プレママクラス | ○ハローベビークラス | ○妊婦健康診査 | ○妊婦歯科健康診査 |
| ○離乳食講習会 | ○ステップアップもぐもぐ教室 | ○新生児聴覚検査 | ○産婦健康診査 |
| ○すこやか健康教室 | ○おくち元気教室 | ○3か月児先天性股関節脱臼健康診査 | |
| ○にこにこ健康相談 | ○すこやか健康相談 | ○乳幼児健康診査・歯科健康診査 | |
| ○作業療法相談 | | ※月齢・年齢別による | |

4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の給付等

妊娠・出産・育児に関する様々なニーズに対応し、保護者等の孤立感を解消できるよう、妊娠から産後のきめ細やかな支援体制を整えます。

さらに「特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、産後の休業明けや育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため」行政と保育所（園）・認定こども園・幼稚園や関係団体などの地域が連携し、相談体制を充実させます。

主な事業

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ○利用者支援事業(子育て世代包括支援センター) | ○一般不妊治療費助成事業 |
| ○ひよこクラス | ○不妊に悩む方への特定治療支援事業 |
| ○おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業 | ○不育症治療費助成 |
| ○未熟児親の会 | ○未熟児養育医療給付事業 |
| ○産後ケア事業 | ○幼児教育相談事業 |
| ○妊産婦訪問指導 | ○地域子育て支援センター事業 |
| ○新生児等訪問指導 | ○元気保育園子育て応援事業 |
| ○乳幼児訪問指導 | ○子育て遊び場事業 |
| ○親子の絆づくりプログラム”赤ちゃんがきた！” | |

5 こどもの発達支援

こども発達支援センターで専門のスタッフが、こどもの発達（発達障害を含む）に関する保護者の相談や支援に関して、きめ細かいサービスを行います。

また、支援にあたっては、医療、福祉及び教育分野と連携し、良好な親子関係の構築が図れるよう努めます。

主な事業

- | | | |
|------------|------------|---------------|
| ○あそびの教室 | ○のびのびあそぼう会 | ○グループカウンセリング |
| ○コンサルテーション | ○のびのび発達相談 | ○ペアレント・トレーニング |
| ○電話相談 | ○来所個別相談 | ○ダウン症親の会 |

基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の推進

本市においては平成20年に保健師、保育士、教員等の専門職を配置しチーム対応を行う新組織を構築し、児童相談所との役割分担と協働体制の構築による児童虐待への対応の更なる充実を図ることを目的とした「児童虐待通告の対応に関する覚書」を文書で締結し、より一層の連携強化に努めてきました。

今後も、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応の推進に向けて、子ども家庭総合支援拠点としての体制強化を図っていきます。

主な事業

- 要保護児童対策地域協議会
- 家庭児童相談事業

- 児童虐待への対応

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育の確保策、経済的支援策など総合的な対策を適切に実施していくことが重要です。特に、就業支援に関しては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるとともに、相談体制の充実や施策・取組みに関する積極的な情報提供を図ります。

主な事業

- 母子・父子家庭等福祉医療費支給事業
- 児童扶養手当支給事業
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金等事業
- 就業・自立支援事業
- 自立支援プログラム策定等事業

- ひとり親家庭支援事業
- 若年母子家庭等援護友愛事業
- 母子・父子自立支援員の設置
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 災害遺児支援事業
- 母子生活支援施設への入所

3 障害児施策の充実等

障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。

主な事業

- 特別支援教育事業
- 障害児通所支援事業
- 心身障害児集団活動・訓練事業
- 医療的ケア支援事業
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- 自立支援医療費（育成医療）の支給
- 難聴児補聴器購入補助事業

- 日中一時支援事業
- ・日帰りショートステイ
- ・登録介護者・サービスステーション事業
- 障害児相談支援事業
- 親の会の支援
- 障害福祉啓発事業
- 発達相談
- 障害児等への医療給付事業

4 その他の子育て支援施策等

○タイガーマスク運動支援事業

- ・児童養護施設等退所者自立生活支度金支給
- ・児童養護施設等就職および進学希望入所者自動車運転免許取得支援

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間をもつことで、健康で豊かな生活を送ることができる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

こうした中で、働く人の仕事と生活との両立を推進するために、子育て支援などの社会的基盤の整備や職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識啓発など多面的に取り組みます。

主な事業

- 男女の雇用機会均等の周知
- 就職支援

- 仕事と家庭の両立支援の啓発・普及

● 計画の推進体制と進捗管理

■ 計画の推進体制

子育ての行政機能を「保健センター」に集約している強みを生かした推進体制により実施します。例えば、健康診査を受診した子どもの保護者が、同時にまえばし子育て世代包括支援センターによる相談事業の利用や、児童手当等の各種手続きを済ませることができるような体制を構築し、より利便性の高いワンストップサービスを提供します。

■ 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

・ 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

本市では子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設等により、地域の子どもを幼稚園と保育所（園）に区別せずとともに育てていく、という幼保一体化の考えから、多くの民間幼稚園・保育園が認定こども園へ移行しました。

今後は、7ページに記載する「教育・保育施設の充実」の考え方にに基づき、3歳未満児の受け皿増加につながる、長時間保育も実施する認定こども園への移行を引き続き有効なものとして考えます。

このため、移行の必要性については希望する施設側と協議しながら、受け皿が不足する地区のニーズを考慮し、個別具体的に検討するものとしします。

・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、子どもを育てる子育て支援の拠点として、さらには地域の人的、物的資源や地域の力を活かした教育・保育を行うために、地域との連携を深めていく地域の子育て支援の核としての役割を担います。

また、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を果たします。

一方、公立保育所として3歳未満児の保育ニーズを満たすよう努めるとともに、将来的に子どもの数が減少した場合においては、市内の施設が供給過剰とならないように、保育関係施設全体の調整機能としての役割を持たせることも必要に応じて検討することとします。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、不足する3歳未満児の保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、現代の多様化する保護者の保育ニーズに対応する質の高い教育・保育事業を提供します。

③ すべての家庭への子育て支援の充実

相談・交流事業を通じて教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応します。

また、国際化の進展に伴い、多様な言語・文化・価値観の中で育ってきた子どもの増加が見込まれます。このため、文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育・教育を進めていくことが重要であり、市の外国人相談窓口や外国語によるホームページにより、すべての家庭が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報や相談を得やすい体制づくりに努めます。

・保育所（園）、認定こども園及び幼稚園と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校が、それぞれの発達段階にふさわしい教育・保育により、それぞれの役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、市内を18の地区ブロックに分けて実施している「保幼小連携地区ブロック研修会」の充実を図り、連携の強化に努めます。その際、従来から市内に設置している「幼児教育センター」の「出前研修・出前相談」事業を有効活用し、幼児教育アドバイザー、指導主事等が認定こども園、幼稚園及び保育所（園）や小学校に出向き、保幼小連携に関する研修や相談に応じ、教員、保育士の支援を行います。

・幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

① 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

年間を通じて定期的に各職種や役割に応じた研修を主催し、公私・施設類型を超えた合同研修によりスキルアップや情報交換を行います。

なお、研修会は公立、私立や各所管を問わず、市内すべての幼稚園、認定こども園、保育所（園）等の幼児教育・保育等の質の向上を目的として計画・立案し、研修内容については参加者からのアンケート等を参考資料とし、より現場のニーズを反映した、スキルアップに対して的確な研修となるように努めます。

また、内閣府・厚生労働省や群馬県・群馬県教育委員会をはじめ、各種関連団体が実施する分野別の研修については、研修情報の一元化や幅広い周知により、研修機会を確保することに努めます。

② 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

適切な指導監督が実施できるよう、使用する資料や様式を定期的に見直すとともに、資料や様式は相当の期間をもって事前に教育・施設に提示し、提出を求めることで効率的な監査の実施に努めます。

また、群馬県や中核市で毎年連絡会議を実施し、連携することで指導内容の統一化を図ります。

③ 幼児教育アドバイザーの配置・活用

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、学識経験者や児童福祉施設の運営経験者等、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を「幼児教育アドバイザー」として配置します。

また、保護者の希望により個別の相談に応じる（出前相談）ことはもとより、保育関係施設等の職場内での研修、保護者会や説明会など、保護者が集まる場所で研修会を実施する際に幼児教育アドバイザーを活用する（出前研修）ことを通じて、保幼小連携や幼児教育の質の向上を図ります。

④ 幼児教育センターの役割

第一期の事業計画期間に引き続き、幼児教育センターを活用し、幼児教育センターの実践園である公立幼稚園において、教育課程や指導計画のあり方の研究を深めます。さらに、教員一人一人の指導力向上を目指して、引き続き「計画訪問※1」「市立幼稚園保育研修会※2」を実施し、幼稚園教育要領に沿った保育・教育を市内の校園所に提案します。

また、保幼小の円滑な接続に向けて、未就学児童と就学児童の交流活動の充実及び教員の相互参観、情報交換などを推進します。これにより、障害がある、または、発達に心配のある幼児の保護者に対して、就学についての不安や悩みについて一緒に考えたり、情報提供をしたりし、就学後の望ましい教育的支援を検討するとともに、小学校との情報共有を図り、スムーズな就学へつなげます。

※1 市立幼稚園に教育委員会の指導主事等が出向き、教育内容を中心に指導・助言するもの。

※2 市立幼稚園が保育関係施設等に公開保育を行い、市が目指す幼児教育を提案・周知するもの。

■計画の点検・評価や見直し

施策の実効性を確保し、計画を着実に推進するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要となります。このため、計画的な特定教育・保育施設等の施設整備や地域子ども・子育て支援事業など、必要な事業の推進を図るとともに、進捗状況の管理を行います。

具体的には、各年度における計画の実施状況等の把握・点検を行い、結果から現状の課題点等を導き出し、その後のより良い政策展開につなげることが重要です。また、必要に応じて事業の見直しの検討を行うなど、計画の着実な推進を目指します。

■進捗状況の管理・点検の方法

進捗状況管理・点検を行う機関として、市民の代表や学識経験者等によって構成される「前橋市子ども・子育て会議」を活用し、子育て支援についての課題整理や解決に向けた提案などを行っていきます。

前橋市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 前橋市

編集 前橋市 福祉部 子育て施設課